

○平成二十年総務省告示第四百七号（構内無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件を定める件）の一部を改正する告示案新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第四十九条の九第一号ニ並びに第二号イ及びホの規定に基づき、構内無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件並びに送信時間制限装置又はキャリアセンスの備付けを要しない無線設備を次のように定める。</p> <p>なお、昭和六十一年郵政省告示第三百八十五号(構内無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件を定める件)は、廃止する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>九五二MHz</u>を超え<u>九五六・四MHz</u>以下の周波数の電波を使用する構内無線局の無線設備の送信時間制限装置は、その装置を備え付けた構内無線局が電波を発射してから四秒以内にその電波の発射を停止し、かつ、当該停止から五〇ミリ秒を経過するまでの間は送信を行わないものであること。ただし、中心周波数を<u>九五二・四MHz</u>、<u>九五三・六MHz</u>、<u>九五四・八MHz</u>又は<u>九五六MHz</u>とする単位チャネル(設備規則第四十九条の九第一号ハに規定するものをいう。次項において同じ。)のみを使用する場合は、この限りでない。</p> <p>三 <u>九五二MHz</u>を超え<u>九五六・四MHz</u>以下の周波数の電波を使用する構内無線局の無線設備は、次の技術的条件に適合するキャリアセンスを備え付けること。ただし、中心周波数を<u>九五二・四MHz</u>、<u>九五三・六MHz</u>、<u>九五四・八MHz</u>又は<u>九五六MHz</u>とする単位チャネルのみを使用する場合は、この限りでない。</p>	<p>無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第四十九条の九第一号ニ並びに第二号イ及びホの規定に基づき、構内無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件並びに送信時間制限装置又はキャリアセンスの備付けを要しない無線設備を次のように定める。</p> <p>なお、昭和六十一年郵政省告示第三百八十五号(構内無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件を定める件)は、廃止する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>九五二MHz</u>を超え<u>九五四MHz</u>以下の周波数の電波を使用する構内無線局の無線設備の送信時間制限装置は、その装置を備え付けた構内無線局が電波を発射してから四秒以内にその電波の発射を停止し、かつ、当該停止から五〇ミリ秒を経過するまでの間は送信を行わないものであること。ただし、中心周波数を<u>九五二・四MHz</u>及び<u>九五三・六MHz</u>とする単位チャネル設備規則第四十九条の九第一号ハに規定するものをいう。次項において同じ。)のみを使用する場合は、この限りでない。</p> <p>三 <u>九五二MHz</u>を超え<u>九五四MHz</u>以下の周波数の電波を使用する構内無線局の無線設備は、次の技術的条件に適合するキャリアセンスを備え付けること。ただし、中心周波数を<u>九五二・四MHz</u>及び<u>九五三・六MHz</u>とする単位チャネルのみを使用する場合は、この限りでない。</p>

- 1 受信入力電力の値が給電線入力点において(二)七四デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)以上の値である場合には、当該値を受信した無線チャネルにおける電波の発射を行わないものであること。
- 2 受信帯域幅は、電波を発射しようとする無線チャネルの幅であること。
- 3 使用する無線チャネルが空き状態であるとの判定に要する時間は、五ミリ秒以上であること。

四・五 (略)

- 1 受信入力電力の値が給電線入力点において(二)七四デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)以上の値である場合には、当該値を受信した無線チャネルにおける電波の発射を行わないものであること。
- 2 受信帯域幅は、電波を発射しようとする無線チャネルの幅であること。
- 3 使用する無線チャネルが空き状態であるとの判定に要する時間は、五ミリ秒以上であること。

四・五 (略)